

貸付金の交付と償還

1 貸付けが決定したら、速やかに借用書を提出していただきます。

なお、貸付金の交付は、借用書受理後となります。また、借受人の印鑑証明が1通必要になります。保証人がいる場合は、同様に保証人の印鑑証明も必要です。

2 貸付け後、必要に応じて就学状況、事業状況等の確認、調査を行います。

3 償還金（返済金）は、据置期間終了後、①月賦 ②半年賦 ③年賦 いずれかの方法で、金融機関に納入していただきます。

納入方法は、主に口座振替となります。口座振替が難しい場合などは納入通知書を金融機関に持参しての現金納入となります。

なお、納期限を過ぎますと、年3%の割合で違約金が加算されます。

(平成27年3月31日までは年10.75%、平成27年4月1日から令和2年3月31日までは年5%)

4 償還金の納入については、便利な口座振替をお勧めします。

取扱い金融機関は、以下のとおりです。

いるま野農業協同組合	埼玉縣信用金庫	埼玉りそな銀行
東和銀行	飯能信用金庫	みずほ銀行
三井住友銀行	武蔵野銀行	三菱東京UFJ銀行
りそな銀行	青梅信用金庫	群馬銀行
中央労働金庫	足利銀行	八十二銀行
ゆうちょ銀行・郵便局（口座振替のみ。窓口での納入不可）		

相談先

こども家庭課（月～金曜日 午前8:45～午後5:15）

〒350-8601 川越市元町1-3-1

TEL 049 (224) 5821

※ 川越市には母子・父子自立支援員がおり、母子父子寡婦福祉資金に関することをはじめ、各種の生活相談に応じています。お気軽に御相談ください。

なお、あらかじめ電話予約してください。

令和2年度 川越市

母子父子寡婦福祉資金 貸付制度の御案内

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度とは

ひとり親家庭のお母さん、お父さん及び寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金をお貸しする制度です。

貸付けを申請できる方は

1 母子家庭の母、父子家庭の父

20歳未満のお子さんを扶養している方で、

- (1) 配偶者が死亡又は配偶者と離婚し、現に結婚していない方
- (2) 配偶者の生死が不明、又は配偶者から1年以上遺棄されている方
- (3) 配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方
- (4) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって働けない方
- (5) 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
- (6) 婚姻によらないで母または父となり、現に結婚していない方

2 父母のない、20歳未満の児童

3 寡婦（一部所得制限があります。）

かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記1(1)～(6)のいずれかに該当する方

4 40歳以上の配偶者のない方であって、母子家庭の母及び寡婦以外の女性

5 1及び3に該当する母の子、1に該当する父の子

（高校卒業以上の修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ）

*適切な連帯保証人が見つからない等で、母または父を借主とする通常の貸付けの申請が困難であり、かつ母または父が連帯保証人として要件（収入、資産等）を満たしている場合に限りま。

所得制限について

・上記の3または4に該当し、現在子を扶養していない方

…前年の所得額（1月1日から5月31日までに申請する場合は前々年の所得）が、2,036,000円以下の方が対象です。

川越市母子父子寡婦福祉資金内容一覧

注：子*→寡婦が扶養する子 (単位:円)

資金の内容	貸付対象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
修学 お子さんが高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等	児童子* 母・父	別表のとおり	修学期間中	卒業後6か月	別表のとおり	無利子
就学支度 ※1 お子さんの入学、又は修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等	児童子* 母・父	小学校(所得税が非課税の方) 64,300 中学校(所得税が非課税の方) 81,000 国立高等学校、専修学校高等課程等 150,000 私立高等学校、専修学校高等課程等 410,000 国立の大学、短期大学、専修学校専門課程等 自宅通学 410,000 自宅外通学420,000 私立の大学、短期大学、専修学校専門課程等 自宅通学 580,000 自宅外通学590,000 国立の大学院 380,000 私立の大学院 590,000	—	卒業後6か月	5年以内	無利子
修業 お子さんが、起業又は就職するのに必要な知識等を習得するための資金	児童子*	・月額 68,000 ・高校在学中に就職のため、自動車運転免許を取得することが必要である場合 460,000	知識等習得期間中5年以内	知識技能習得期間満了後1年	6年以内	無利子
技能習得 自ら事業を開始、又は就職するために必要な知識・技能を習得するための資金	母・父 寡婦	・月額(特別分) 68,000 ・数月分をあわせて貸付けを受ける場合(12月分相当額) 816,000 ・自動車運転免許を取得する場合 460,000	知識技能習得期間中5年以内	知識技能習得期間満了後1年	10年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
就職支度 就職に際して必要な被服等を購入するための資金	母・父 児童 寡婦	・通常の場合 100,000 ・自動車を購入する場合 330,000 ※通常分+自動車購入分 100,000+230,000	—	貸付日から1年	6年以内	※2 無利子 一部有利子
医療介護 (医療分) 医療費の自己負担分、通院に要する交通費等。ただし治療期間1年以内(介護分) 介護を受けるのに必要な資金。ただし、介護期間1年以内	母・父 児童 寡婦	(医療分) ・通常の場合 340,000 ・所得税が非課税である場合 480,000 (介護分) 500,000	—	医療介護期間満了後6ヶ月	5年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
生活 ①技能習得期間 ②医療もしくは介護を受けている間、 ③失業期間中離職をしてから1年未満 ④ひとり親家庭になって7年未満 上記を超えない期間の生活を安定・維持するのに必要な資金	母・父 寡婦 ④寡婦 対象外	①技能習得分 月額 141,000 ①以外 月額 105,000 ・生計中心でない場合 月額 70,000 ・現に扶養する子のない寡婦等 月額 70,000 〔*ひとり家庭となって7年未満の母、父 総額2,520,000 養育費取得の裁判費用の場合(一括貸付) (12月分相当額) 1,236,000〕	①技能習得期間中5年以内 ②医療介護を受けている期間中1年以内 ③失業した日から1年以内 ④ひとり親家庭となって7年以内	技能習得期間満了後6ヶ月 医療介護期間満了後6ヶ月 貸付期間満了後6ヶ月 貸付期間満了後6ヶ月	10年以内 5年以内 5年以内 8年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
住宅 住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金	母・父 寡婦	・通常の場合 1,500,000 ・災害等により住宅が全壊した場合等 2,000,000	—	6か月	7年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
転宅 住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金	母・父 寡婦	260,000	—	6か月	3年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
結婚 お子さんの結婚に必要な資金	母・父 寡婦	300,000	—	6か月	5年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
事業開始 事業を開始するのに必要な設備費及び什器・機械等を購入するための資金	母・父 寡婦	2,930,000 ・複数の母子家庭の母(父子家庭の父)が共同起業する場合に、その複数の母(父)への貸付合計額 4,410,000	—	1年	7年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
事業継続 現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入するなど、事業を継続するために必要な資金	母・父 寡婦	1,470,000	—	6か月	7年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%

※修学支援新制度による入学金の減免を受けられる場合の就学支度資金の限度額は、所定の額から当該減免額を控除した額となります。

※就職支度資金は、子が就職する際の必要経費であれば一律無利子です。

修学資金貸付限度額(月額)

卒業までの間、修学に必要な経費を限度額(月額)の範囲内でお貸しします。なお、在学中に貸付月額は変更することができます。

＜修学支援新制度による授業料減免又は給付型奨学金を受ける場合＞

当該授業料減免又は給付型奨学金の月額相当額と、下記の修学資金貸付限度額との差額を限度として、貸付けを受けることができます。

＜日本学生支援機構等から奨学金の貸与を受ける場合＞

当該貸付月額と、下記の修学資金貸付限度額との差額を限度として、貸付けを受けることができます。

(例：私立大学(自宅通学)で、学生支援機構から月額50,000円の貸与を受ける場合、修学資金貸付月額は58,500円)

(単位：月額)

		国公立	私立	償還期間
●高等学校、 専修学校(高専課程)	自宅通学	27,000円	45,000円	原則として貸付期間の2倍
	自宅外通学	34,500円	52,500円	
●高等専門学校	自宅通学	31,500円(67,500円)	48,000円(98,500円)	原則として貸付期間の3倍
	自宅外通学	33,750円(76,500円)	52,500円(115,000円)	

※()内は、4年・5年生に進学した場合の月額

●短期大学	自宅通学	67,500円	93,500円	原則として貸付期間の3倍
	自宅外通学	96,500円	131,000円	
●専修学校(専門課程)	自宅通学	67,500円	89,000円	原則として貸付期間の3倍
	自宅外通学	78,000円	126,500円	
●大学	自宅通学	71,000円	108,500円	原則として貸付期間の2.5倍
	自宅外通学	108,500円	146,000円	
●大学院	修士課程	132,000円	132,000円	原則として貸付期間の2.5倍
	博士課程	183,000円	183,000円	
●専修学校(一般課程)		49,500円		原則として貸付期間の2倍

貸付けの申請に当たって

※お支払いまでに概ね1ヶ月程度かかります。

1 申請前に母子・父子自立支援員の事前面談が必要です。ご予約の上、ご来庁ください。事前面談の後、川越市役所こども家庭課に申請書を提出していただきます。

2 申請書には、以下の書類を添付する必要があります。ただし、(5)は連帯保証人を立てた場合のみ。

証明は、申請時点で発行できる最新のものをご用意ください。

- 戸籍謄本(家族全員のもの。おおむね3か月以内に発行されたもの〔原本〕)
- 課税証明書(所得、扶養人数、控除内容のわかるもの。市町村長の発行したもの〔原本〕)
- 市県民税納税証明書(非課税の方を除く〔原本〕)
- 銀行通帳の写し(名義、口座番号が確認できるもの)
- 連帯保証人の課税証明書(所得、扶養人数、控除内容のわかるもの。市町村長の発行したもの〔原本〕)
- その他資金の種類により、資金の用途明細書、入学許可書の写し、事業計画書、収支計画書等

3 母及び父並びに寡婦の方が修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金を借る場合は、お子さんが連帯借主(申請者と同様に借主となり、返済義務を負う者)となります。

4 借り受けに際し、児童本人が高校卒業以上の修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金を借る場合は母(父)を連帯保証人とします。また母(父)が親権者でない場合、親権者の同意書も必要です。(審査の結果、別途連帯保証人を必要とする場合もございますので、あらかじめ御了承ください。)

5 川越市で調査・審査の上、貸付けを決定します。不承認となることもありますので、あらかじめ御了承ください。また、貸付額は、必要経費及び貸付限度額の範囲内で償還可能な額となります。